

事務連絡
平成20年7月22日

都道府県労働局
労働基準部労災補償課長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部
労災管理課長補佐（企画担当）

年金たる保険給付の受給権者の定期報告に係る報告期限の変更案について（意見照会）

平成21年度から労働保険の年度更新時期が6月1日から40日以内となることに伴い、年金たる保険給付の受給権者の定期報告に係る報告期限（以下「定期報告期限」という。）の変更案を下記のとおり作成したので、意見照会します。

各局におかれては内容を確認の上、ご意見等があれば別添様式に記入の上8月8日（金）までに担当係までご提出願います。

記

1. 経緯

平成21年4月に「国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律」のうち社会保険の算定基礎届と労働保険の年度更新の期限の統一に係る部分が施行されることに伴い、平成21年度より労働保険の年度更新時期が6月1日から40日以内となるが、年金受給者（生年月日の属する月が1月～6月の者）の定期報告期限は毎年6月30日であり、一時的に過度の業務負担が生じることが予想される。

2. 定期報告期限の変更の検討

上記1のとおり、生年月日の属する月が1月から6月の者に係る定期報告については、労働保険の年度更新時期と重複し、一時的に過度の業務負担が生じることが予想されることから、定期報告期限の変更について検討を行った。

検討に当たっては、

- ・職員に対する業務負担の軽減が図れるものであること。

・約 23 万人の年金受給者への変更の影響を最小限にとどめるものであること。
等を考慮した。

3. 変更案

平成 21 年度より、「生年月日の属する月が 1 月から 6 月の者は 6 月 30 日まで」を「生年月日の属する月が 1 月から 6 月の者は 8 月 31 日まで」に変更する。(生年月日の属する月が 7 月から 12 月までの者については変更しない。)

4. 年金受給者に対する周知等

生年月日の属する月が 1 月から 6 月の者に対し、本省労災保険業務室よりリーフレット等を発送し、定期報告期限が変更されたことについて周知する。

変更に関する年金受給者からの問い合わせ先は、労災保険業務室年金業務係（電話 03-3920-0981）及び各労働基準監督署とする。

<参考>

年金たる保険給付の受給権者の定期報告期限の変遷

年金たる保険給付の受給権者の定期報告期限については、昭和 63 年までは労働者災害補償保険法施行規則第 21 条において「毎年、1 回、2 月 1 日から同月末までの間」と規定されていた。

平成元年より、障害（補償）年金の受給者のうち障害厚生年金等が併給されている者について、定期報告時に障害厚生年金等の支給額の改定通知の添付を義務づけることとしたが、当該改定通知は社会保険庁から毎年 5 月に発送されるため、定期報告期限を「生年月日の属する月が 1 月から 6 月の者は 5 月 31 日、7 月から 12 月の者は 10 月 31 日まで」と変更した。（施行規則第 21 条を「労働大臣が指定する日」と改正し、告示を制定）。

さらに平成 15 年より、社会保険庁から厚生年金等の支給額の改定通知が発送がされる時期が 5 月から 6 月に変更されたため、生年月日の属する月が 1 月から 6 月の者に係る定期報告期限を 6 月 30 日に変更した。

(担当) 労働基準局労災補償部労災管理課企画調整係 下野、恩田、喜瀬

電 話 : 03-5253-1111 (内線 5437)

F A X : 03-3502-6747

意見提出票

労災補償部労災管理課企画調整係 宛

年金たる保険給付の受給権者の定期報告に係る報告期限の変更案について、特段の御意見、御質問のある場合は、本票に記入の上、8月8日（金）までに本省労働基準局労災補償部労災管理課企画調整係あてFAXしてください。メールで送付する場合は下記アドレス宛にお願いします。

（電話）03-5253-1111（内線 5437）

（FAX）03-3502-6747

（アドレス）onda-motohiro@mhlw.go.jp

局名 _____ 労働局

担当者 _____

意見